

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第5回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、8番、松下好君、9番、安藤賢一君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、三沢翔吾君を指名します。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用集積計画）の変更についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について。

榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和2年8月11日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、変更内容につきましては、清水主任から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、清水主任、説明を求めます。

清水主任 産業振興課の清水と申します。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、ご説明させていただきます。

議案書の2ページに、書いてあります農業委員会長宛てに農業振興地域整備計画

の変更について意見を伺う旨の通知を載せさせていただいてあります。この通知の中ほどに、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定に基づき貴会の意見を伺いたいとありますとおり、市町村は市町村整備を策定または変更するに当たっては、農協や土地改良区、農業委員会の意見を聞くことと明記されているため、意見を伺うものです。

議案書の3ページ、4ページをご覧ください。

今年度、農用地区域からの除外を希望する申請は27件ございました。6月25日に村の農業振興地域整備促進協議会を開催し、27件の申請について現地調査と審議を行い、許可、不許可の判断をしていただきました。その結果、資料に記載の27件を許可相当という決定をいただきました。

また、許可相当の27件の利用目的につきましては、一般住宅用地6件、建て売り住宅用地3件、資材置場及び駐車場用地2件、資材置場用地5件、太陽光発電用地3件、駐車場用地2件、一般住宅、事務所、資材置場及び駐車場、サービス付き高齢者住宅及びデイサービス事業所、資材置場及び作業所、駐車場、通路及び物置、駐車場及び庭用地、庭用地が各1件となっております。

許可相当と判断いただいた明細書記載の27件の案件については、県と事前相談を行っているところでございますが、県においても事務処理の短縮を目標としているとの説明もありましたので、なるべく早く変更の公告ができるよう事務を進めていきたいと考えております。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 なしと言う声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、異議なしと意見することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 榛東村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更については、異議なしと回答することに決定することとします。

ここで、清水主任の退席を認めます。

(清水主任退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と

いたします。

番号1番について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明を申し上げます。議案書5ページをご覧ください。

議案第2号、番号1、現地確認調書は2ページをご覧ください。

議案第2号、番号1について、ご説明を申し上げます。番号1、図面番号1、農地の所在は大字長岡字小林沢1392の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積1,772平米、利用関係につきましては、3条、使用貸借となっております。内容は新規でございます。

貸付人は長岡の方で、職業は農業、経営面積につきましては、82.2アール、内自作地が82.2アールとなっております。

申請事由につきましては、借受人の申出に応じ、貸したいとのごことでございます。

借受人も長岡の方で、職業は農業兼自営業、経営面積につきましては、26.7アール、内自作地が26.7アールとなっております。

申請事由は、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて野菜づくりをしたいとのごことでございます。

受入世帯の稼働人員は2人中2人となっております。

備考ですが、関連議案は議案第2号、番号2です。また、本件参考資料として、議案書6ページには、農地法第3条調査書を添付してございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長のが終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、安藤です。

ただいま、事務局長より説明がありました2番の申請については、権利の種別は使用貸借です。申請理由については、農業経営拡大のため、借受人は飲食店もやっております、そのために、野菜が必要と思われれます。私としては、問題はありませんので、許可相当と思われれます。

ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員 7 番の小川です。参考までに、これ農地法 3 条の使用貸借ということなんですけれども、期間はどのぐらいになっているんですか。

議 長 事務局。

事務局長 期間でございますが、許可後から 10 年間ということで、こちら、借り受けの申請が出ております。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号 1 番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号 1 番は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号 2 について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号 2 について説明申し上げます。

番号 2、図面番号は 2、現地確認調書は 4 ページをご覧ください。

農地の所在は大字長岡字ダイ 941 の 1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 578 平米。権利関係は 3 条有償移転売買でございます。譲渡人は千葉県市川市の方で職業は主婦、経営面積は 10.8 アール、自作地が 10.8 アールでございます。譲受人は長岡の方で職業は農業兼自営業、経営面積は 26.7 アール、自作地 26.7 アールでございます。

申請理由につきましては、譲受人は農業経営拡大のため、申請地を譲り受け、野菜づくりをしたい。また、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作できずに困っておりました。

譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。

受入世帯の稼働人員は 2 人中 2 人となっております。

備考ですが、関連事案は議案第 2、番号 1 でございます。また、本件参考資料として、議案書 7 ページには、農地法第 3 条調査書を添付してございます。

以上で番号 2 の説明を終わります。

議 長 番号 2 について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11 番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員、高橋です。

議案、2番につきましては、ただいま説明のあったとおりでございますが、地元委員として補足説明をさせていただきます。この2番につきましては、権利の種別は売買でございます。このうち、土地は、長年耕作放棄地となっております、譲受人が農地として利用していただけると、それで、今年度につきましては、ネギ、タマネギから、始めたいということでありました。

売買に当たりまして、問題ないと思っておりますので、皆様のご審議、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1番について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。議案書8ページ、現地確認調書7ページをご覧ください。

農地の所在は大字山子田字申府1808の1、地目は登記簿、畑、現況、営農型太陽光、農振区分農用外、面積につきましては、598平米のうち、2.16平米となっております。

申請人は山子田の方で職業は農業、転用目的は営農型太陽光、施設等につきましては、営農型太陽光発電設備、架台4本柱0.04平米の支柱が54本、2.16平米となっております。

転用理由は、平成29年に許可となった営農型太陽光発電設備について、今後も継続をしたいため、申請しますというものでございます。

備考ですが、一時転用、農振除外済み、農地区分1種農地、一時転用期間3年間

となっております。

また、本件参考資料として、議案書9ページには、営農型発電設備転用許可調査書を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員の柳岡です。

ただいまの案件に対して、
事務局長の説明のとおりでございます。

この円筒型太陽光発電事業者は前に許可を受け、今回、1回の継続申請ということで、先月の農事に申請書類等持ってきたところ、幾つかの修正箇所が見つかったため、修正するよう指示をつけており、指示を守っていただくのであれば、許可相当かと思えます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、地元の委員さんより許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

ちょっとこれ、確認なんですけども、9ページの1の営農計画の作物があって、作付け面積が598平米ということなんですけれども、その下に、反収見込み10アール当たりのキログラムは710キロってあるんですけども、これ、10アールじゃなくて、598平米の収量ということだと思うんですよね。

その下が平均反収、これが10アール当たり野菜の統計の数字が1,420キロということだと思うんですけれども、そういう意味だと思うんですけれども、5年目、6年目も多分そうなると思うんですよね。これ、計算すると、4年目が半分、50%、5年目、6年目が80%という、多分そういう計算になると思うんですよね。

それで、11ページに相談のときに、備考に年間収入額が21万円とあるんですけども、これ、数量にするとどんなぐらいの数量になるか、ちょっと教えてもらえばと思うんですけれども、以上です。

議長 事務局。

事務局 先ほどの質問のあった内容でございますが、こちら、総売上21万円なんですけど、そのうちの収穫量なんですけど、1,065キロ、単価にすると200円の報告という

ことで上がっております。あとは見込みということで、数字を書いているだけでございますので。

前回の3年目の数字が1,065キロ、ちょっと今年がちょっと、数値的にちょっと、少なくなってしまうかもということで、今回、4年目の数字はこういった75キロということで伺っております。

議長 推進委員、小川さん、よろしいでしょうか。

小川委員 販売先が分かれば、販売先も教えてもらえばと思うんですけど。

事務局 販売先なんですけど、今のところまだ販売先は決まっていないということで、過日、倉庫でもありまして、今後は販売先も、販売網の確立をしたいということで、今後の対策としては、本人も申しておりました。

今時点では、摘み取り式ということで、ご本人さんからは、報告はいただいております。

小川委員 21万円は販売額じゃなくて。

事務局 摘み取りで。

小川委員 摘み取りでお客さんからもらったお金ということなんですね。

事務局 あくまでも、ただ、本人の申出の数字なんで、裏の取れている数字ではないです。

議長 長 よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、小川君。

小川委員 そのさっきの営農計画の3段目のそれは、10アールじゃなくて、この面積でいいということで、よろしい。

事務局 そうです。おっしゃるとおりでございます。

まず、この表なんですけど、一番下の段につきましては、この平均的な地域の10アール当たりの数値になりまして、真ん中の数値につきましては、その該当値の数値でかつさらに、8割反収だったり、今後の収量の見込める数値ということで、若干、何割か削った数値で控えさせていただいております。

議長 長 よろしいですか。

小川委員 はい。

議長 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。
ここで、暫時休憩いたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会